

# ラップ業務に関する業務運営基準4(4)イ(ロ)に定める 金商法第37条の4に規定する情報の提供を省略する場合 の取扱いについて

平成29年5月24日  
自主規制第四部会(ラップ)申合せ

2024年6月13日 一部改正  
2025年2月26日 一部改正

同一顧客について投資一任契約に係る業務と証券業の両方を行う会員が、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第110条第1項第5号の規定に則り、ラップ業務に関する業務運営基準4(4)イ(ロ)なお書きに定める金融商品取引法(以下「金商法」という。)第37条の4に規定する情報の提供を省略する場合には、最適執行の観点から顧客の利益を損なうものではないことが客観的に認められる取引に限り、かつ下記事項を全て満たすことを要するものとする。

- ①顧客資産に組み入れる関係法人等が設定する投資信託を、文書により開示していること。
- ②金商業等府令第110条第1項第5号ロに基づき、顧客の承諾を得ること。
- ③金商法第42条の7に定める運用状況に係る情報を3月に1回以上提供すること。

なお、「最適執行の観点から顧客の利益を損なうものではないことが客観的に認められる取引」とは、例えば、同一日において単一の基準価額により取引される投資信託の受益証券の取引等をいう。

## 附 則 (2025年2月26日)

この改正は、2025年4月1日から施行する。

(注)

改正箇所は、次のとおりである。

見出し及び本文を改正